

毎週火、金、日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県農業協同組合合併助成条例施行規則

規 則

鳥取県農業協同組合合併助成条例施行規則をここに公布する。

昭和三十七年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十九号

鳥取県農業協同組合合併助成条例施行規則

(趣旨)

第一条 鳥取県農業協同組合合併助成条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十二号。以下「条例」という。)

第二条の規定による補助金の交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第三十二号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(営農指導員の資格)

第二条 条例第二条第三号に規定する営農指導員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
- 二 鳥取県農業改良普及員の資格試験に合格した者で、農業指導又は農業の試験研究に従事した期間が三年以上の者
- 三 県立農業講習所を修了した者で、農業指導又は農業の試験研究に従事した期間が四年以上の者

四 前各号と同等以上の能力を有すると知事が認めたる者

(補助金の額)

第三条 条例第二条に規定する補助金の額は、次の各号の定める額の範囲内とする。

一 条例第二号第一号に規定する経費に係る補助金にあつては、合併前の組合の数を二万円に乘じて得た額と十万円との合計額

二 条例第二号第二号に規定する経費に係る補助金にあつては、毎年度交付するものとし、合併組合が合併の日から起算して三年以内に、かつ、当該年度内に減免した場合におけるその減免した利息に係る元本債権の残高(合併の日から起算して三年間に、合併の日から起算して一年ごとに元本が均等に償還されるものとして計算された額を限度とする。)に相当する額に、年二分五厘の率を乘じて得た額又は市町村が合併組合に補助する額の二分の一に相当する額のいずれか低い額

三 条例第三条第三号に規定する経費に係る補助金にあつては、毎年度交付するものとし、合併組合が設置した営農指導員(別表第一に定める数を限度とする。)が合併の日から起算して四年以内であつてその設置の日から起算して三年以内の期間内に、かつ、当該年度内に営農指導員の業務に従事した場合におけるその従事月数(一月にみたない端数は、切り捨てるものとし、営農指導員が二人以上である場合においては、その合計月数とする。)の十二分の十五に相当する数を一万円に乘じて得た額又は当該年度に支払つた当該営農指導員の給料及び手当の合計額の二分の一に相当する額のいずれか低い額

四 条例第四条第四号に規定する経費に係る補助金にあつては、毎年度交付するものとし、合併組合が合併の日から起算して三年以内に、同条同項同号のイに規定する借入金又はロ及びハに規定する借入金(別表第二に定める額を限度とする。)のいずれか一を借り入れた場合において、借り入れた日から三

年以内に、かつ、当該年度内に支払つた利息に係る元本債権の残高(借り入れの日から起算して十年間に、借り入れの日から起算して一年ごとに元本が均等に償還されるものとして計算された額を限度とする。)に相当する額に年一分の率を乘じて得た額又は市町村が合併組合に補助する額の二分の一に相当する額のいずれか低い額

(申請書の添付書類)

第四条 交付規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び第二号のとおりとする。

(実績報告書)

第五条 交付規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第一号のとおりとし、当該補助金の交付の決定があつた日の属する会計年度の翌年の五月三十一日まで提出しなければならない。

(請求書の添付書類)

第六条 交付規則第二十一条第三号の規定による受入額

調査は、様式第三号のとおりとする。
(提出書類の部数)
第七条 第四条及び第五条の規定による書類は、それぞれ二部作成して所轄の地方農林振興局に提出するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和三十六年四月一日から昭和三十七年八月十八日までに合併をした合併組合であつて、昭和三十七年八月十八日までに営農指導員を設置したものについては、第三条の適用については、同条第三号中「その設置の日」とあるのは、「昭和三十七年八月十八日」と読みかえるものとする。
- 3 農業協同組合合併奨励金交付規則(昭和三十五年七月鳥取県規則第三十三号)は、廃止する。

別表第一

正組合員数が一、五〇〇戸未満の合併組合	一人
正組合員数が一、五〇〇戸以上二、五〇〇戸未満の合併組合	二人
正組合員数が二、五〇〇戸以上の合併組合	三人

別表第二

正組合員数が一、五〇〇戸未満の合併組合	一、〇〇〇万円
正組合員数が一、五〇〇戸以上二、五〇〇戸未満の合併組合	一、五〇〇万円
正組合員数が二、五〇〇戸以上の合併組合	二、〇〇〇万円

様式第一号

事業計画書(又は実績報告書)

- 補助事業の目的
- 補助事業の内容
 - 合併補助金(条例第二条第一号に掲げる経費に係る補助金)に関する事項
 - 合併組合等

合併組合の名称	関係組合名	認可年月日	登記年月日

合併に関する調査、研究費等

項 目	所 要 経 費	負 担 区 分		備 考
		県補助金	市町村補助金	

(2) 持分調整利子補助金(条例第二条第二号に掲げる経費に係る補助金)に関する事項

項 目	組 合	組 合		合 計
		○	×	
(1) 払込済出資金				
(2) 精算加算額				
(3) 精算控除額				
(4) 差引正味財産				
(5) 出資金き損額(1)~(4)				
(6) 貸付金による増資額				

備考 持分調整の方法が固定比率又は組合員の平均出資額の木均衡を是正する等、上記の出資一口当り持分を調整する方法以外の場合は、上記様式に準じて、貸付金による増資額が確認できるように記載すること。

別表第一

正組合員数が一、五〇〇戸未満の合併組合	一人
正組合員数が一、五〇〇戸以上二、五〇〇戸未満の合併組合	二人
正組合員数が二、五〇〇戸以上の合併組合	三人

別表第二

正組合員数が一、五〇〇戸未満の合併組合	一、〇〇〇万円
正組合員数が一、五〇〇戸以上二、五〇〇戸未満の合併組合	一、五〇〇万円
正組合員数が二、五〇〇戸以上の合併組合	二、〇〇〇万円

様式第一号

事業計画書(又は実績報告書)

- 補助事業の目的
- 補助事業の内容
 - 合併補助金(条例第二条第一号に掲げる経費に係る補助金)に関する事項
 - 合併組合等

合併組合の名称	関係係	組合名	認可年月日	登記年月日

ロ 合併に関する調査、研究費等

項	目	所要経費	負担区		備考
			県補助金	市町村補助金	

(2) 持分調整利子補助金(条例第二条第二号に掲げる経費に係る補助金)に関する事項

イ 持分調整の額

項	目	○	○	組	合	×	×	組	合	計
(1)	払込済出資金									
(2)	精算加算額									
(3)	精算控除額									
(4)	差引正味財産									
(5)	出資金損額(1)~(4)									
(6)	貸付金による増資額									

備考 持分調整の方法が固定比率又は組合員の平均出資額の不均衡を是正する等、上記の出資一口当り持分を調整する方法以外の場合は、上記様式に準じて、貸付金による増資額が確認できるよう記載すること。

ロ 利子補給計画
A

合併日	合併日の利子補給対象元本償権額	貸付期間 自 年 月 日 至 年 月 日
-----	-----------------	----------------------------

備考 貸付期間は貸付の日から元本を完済するまでの全期間をいう。

B

貸付年 期 月 日	利子補給対象元 本償権額	貸付日数	積 数	約 定 利 息		組合の利息減免		市町村の補助	
				利 率	金 額	減免額(B)	減免率(A)	補助金額(C)	補助率(A)
			(a)	/	/	/	/	/	/
			(b)	/	/	/	/	/	/
計	(平均元本償権 残高)								

備考 1 貸付期間は4月1日から翌年の3月末日までの期間で元本償権の額の異なる別に行を分けて記載すること。

2 平均元本償権残高 = $\frac{\text{積数 (a)}}{\text{積数 (b)}}$ (利子補給対象元本償権額 × 貸付日数) + 積数 (b)
3.65

(3) 営農指導員設置費補助金(条例第二条第三号に掲げる経費に係る補助金)に関する事項

イ 合併年月日
ロ 補助対象職員

住 所	住 所
氏 名	氏 名
生年月日	生年月日
履 歴	履 歴

ハ 設置計画

営 農 指 導 員 名	設 置 の 日	本 年 度 の 従 事 期 間		本 年 度 の 人 件 費 (給料+手当)円	人件費 × $\frac{1}{2}$	10,000円 × (月数 × $\frac{15}{12}$) 円
		自 年 月 日	至 年 月 日			
計						

備考, 月数は従事日数を30で除した数とし、端数は切り捨てる。

(4) 合併組合育成利子補助金(条例第二条第四号に掲げる経費に係る補助金)に関する事項

イ 合併年月日
ロ 借入金の内訳

条別	第二条の借入金の別	施設名等	取得額等	借入金額	借入年月日
イ	によるもの				
同	上				
ロ	によるもの				
同	上				
ハ	によるもの	固定化債権			

備考 取得額等欄の固定化債権については、知事が認定した固定化債権の額を記載すること。

ハ 利子補助計画

A

借入日	借入日の利子補助対象元本債権額	借入期間 自 年 月 日 至 年 月 日

備考 借入期間は借入の日から元本を完済するまでの全期間をいう。

B

借入期間 自 年 月 日 至 年 月 日	利子補助対象元本債権額	借入日数	積数	約定利率		市町村の補助 補助金額 (B)	補助率 (A)
				利率	金額		
			(a)				
			(b)				
計	(平均元本債権残高)						

備考 1 借入期間は4月1日から翌年の3月末日までの期間で元本債権の額の異なる別に行を分けて記載すること。

2 平均元本債権残高 = $\frac{\text{積数 (a)}}{\text{積数 (b)}}$ (利子補助対象元本債権額 × 借入日数) + 積数 (b)

様式第二号

収支予算書(又は収支精算書)

収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減	備考

支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は前年度精算額)	比較増減	備考
合併補助金				
持分調整利于補助金				
営農指導員設置費補助金				
合併組合育成利于補助金				
計				

様式第三号

補助金の受入額調書

区分	金額	備考
事業費		
補助金交付決定額		
前回までの受入額		
今回受入額		
残額		

昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
(定) 鳥取県鳥取市栗谷町
一部月極二五〇円(配達料共)